特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税（種別割）の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は軽自動車税(種別割）事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和8年3月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税（種別割）の賦課に関する事務
②事務の概要	軽自動車税（種別割）の賦課に関する事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である4月1日現在で軽自動車を保有している住民または事業所に対して課税される軽自動車税（種別割）の課税事務（以下を参照）のことを指す。 【申告書受付事務】 軽自動車の異動に関する申告の受付を実施する。 ①住民または事業所から提出される軽自動車税（種別割）申告書の受付を行う。 ②運輸支局または軽自動車検査協会（全国軽自動車協会連合）に提出された軽自動車税（種別割）申告書の受付を行う。 【当初賦課事務】 賦課内容を決定し税額計算を行い、本人へ通知する。 ①賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課税額決定を行う。 ②納税通知書の作成 　該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成する。 【課税更正事務】 賦課決定通知内容に変更があった場合に、賦課決定内容を変更して通知する。 ①当初賦課後に申告書の遅延や減免の申請などにより課税額が変更となった納税義務者に対して、納税通知書及び更正通知書を作成する。 【調査通知事務】 ①死亡または転出した納税義務者に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 ②転入者が転入前自治体のナンバープレートを保持していた場合、転入前自治体に向けて車両が異動した旨の通知書を作成する。 【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。 ＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、 軽自動車税（種別割）業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 Ⅰ．個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。（既存の住記連携にて取得） ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 ③申請書（減免申請書）に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。 Ⅱ．個人番号の利用 ①本人確認（真正性確認） 本人確認（申請書の内容確認など）の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票（他市照会文書など）に個人番号を出力する。 Ⅲ．特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報（障害者情報など）を取得する。
③システムの名称	宛名システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）宛名特定個人情報ファイル （2）軽自動車税特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 第1項：番号法別表に規定された事務 ＜番号法別表＞ 二十四の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 以上の法令上の根拠より、税務事務である軽自動車税（種別割）業務において個人番号を利用する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十八の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	財政部市民税課　〒418－8601　富士宮市弓沢町150番地　0544－22－1125

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政部市民税課　〒418－8601　富士宮市弓沢町150番地　0544－22－1125

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月26日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月26日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手） []接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また課税更正事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。そのため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項 項27より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」	1. 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号　平成26年12月12日） （別表第二における情報照会の根拠） 20条	事後	
平成28年9月12日	5. 評価実施機関における担当部署	市民税課長　鈴木　敏治	市民税課長　長田　宜昌	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年6月30日　時点	平成28年9月1日　時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年6月30日　時点	平成28年9月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 対象人数	平成28年9月1日　時点	平成29年7月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年9月1日　時点	平成29年7月1日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担	市民税課長　長田　宜昌	市民税課長	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年7月1日　時点	平成30年7月1日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年7月1日　時点	平成30年7月1日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年7月1日　時点	令和1年6月30日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年7月1日　時点	令和1年6月30日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ　リスク対策	無し	新規作成（様式追加）	事後	
令和2年3月1日	評価書名	軽自動車税	軽自動車税（種別割）	事後	
令和2年3月1日	[illegible]利益の保護の宣言	軽自動車税	軽自動車税（種別割）	事後	
令和2年3月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	軽自動車税	軽自動車税（種別割）	事後	
令和2年3月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	軽自動車税	軽自動車税（種別割）	事後	
令和2年3月1日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用	軽自動車税	軽自動車税（種別割）	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月30日　時点	令和1年12月27日　時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月30日　時点	令和1年12月27日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年12月27日　時点	令和2年4月17日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年12月27日　時点	令和2年6月9日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅳ　リスク対策 8. 監査	[○]自己点検　[　]内部監査　[　]外部監査	[○]自己点検　[○]内部監査　[　]外部監査	事後	
令和3年11月15日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号　平成26年12月12日） （別表第二における情報照会の根拠） 20条	1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号　平成26年12月12日） （別表第二における情報照会の根拠） 20条	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月17日　時点	令和3年12月28日　時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年6月9日　時点	令和3年12月28日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年12月28日　時点	令和4年12月28日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年12月28日　時点	令和4年12月28日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月28日　時点	令和5年12月28日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月28日　時点	令和5年12月28日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 　第1項：番号法別表第1に規定された事務 　＜番号法別表第1＞ 上覧 16： 　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収 　又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令（※）で定める 　もの 　※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 以上の法令上の根拠より、税務事務である軽自動車税（種別割）業務において個人番号を利用する。	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 　第1項：番号法別表に規定された事務 　＜番号法別表＞ 二十四の項 　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令、森林環境税及び森林環境 　譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一 　年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林 　環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって 　主務省令で定めるもの 　※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 以上の法令上の根拠より、税務事務である軽自動車税（種別割）業務において個人番号を利用する。	事後	
令和7年3月3日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号　平成26年12月12日） （別表第二における情報照会の根拠） 20条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十八の項	事後	
令和7年3月3日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年12月28日　時点	令和6年12月27日　時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年12月28日　時点	令和6年12月27日　時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅳ　リスク対策 8.人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際	事後	
令和7年3月3日	Ⅳ　リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら		1）目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である	事後	
令和8年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年12月27日　時点	令和7年12月26日　時点	事後	
令和8年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年12月27日　時点	令和7年12月26日　時点	事後	